



県議会で可決

3月18日、南部町と南部川村の合併に関する議案が、和歌山県議会 平成16年2月定例会で可決されました。



Contents

- 南部町・南部川村の合併関係に関する議案
和歌山県議会で可決2
- 「みなべ町コミュニティバスに関するアンケート」中間報告 ...3~6
- 新町「みなべ町」の町章応募状況6

2月23日
和歌山県議会平成16年2月定例会開会



提案する木村知事

2月23日(月)に開会された和歌山県議会平成16年2月定例会において、木村良樹知事より南部町と南部川村の合併に関する議案が2件提案されました。
提案に先立って行われた知事の施政方針の中で、「県としては約

議案名	議案の主な内容
町村の配置分合について	南部町と南部川村を廃し、その区域をもって「みなべ町」を設置し平成16年10月1日より施行します。
南部川村及び南部町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例	保健所、高校、警察署、児童相談所、県営住宅、振興局等の設置条例の中で、管轄区域や住所地在南部町・南部川村になっているものが「みなべ町」と変更されます。

40年ぶりであり、平成の大合併の県内第1号として、今回南部町と南部川村の配置分合(合併)を提案し、県としては様々な財政支援

措置を受けながら新たなまちづくりを行うことができるよう、引き続き必要な支援や調整を行っています。

「きたい」と述べられました。提案された議案は以下のとおりです。

南部町・南部川村の合併に関する議案
和歌山県議会で可決



全員起立で可決

2月定例会最終日となった3月18日(木)、議案に対する採決が行われ、南部町と南部川村の合併に関する議案2件が全会一致で可決されました。
これにより、県知事は南部町と南部川村の合併を決定し、総務大臣にその旨を届け出なければなりません。
この届出を総務大臣が受理し、直ちに告示されて正式に平成16年10月1日に「みなべ町」が誕生します。

和歌山県議会平成16年2月定例会最終日

3月18日

「みなべ町 コミュニティバスに関するアンケート」中間報告

合併協議会では、南部町・南部川村あわせて約4,500世帯の中から無作為に抽出した500世帯の世帯員全員（1,951人）の方を対象に、コミュニティバスに関するアンケートを1月に各字区長さんを通じて実施しました。尚、最終有効回収数は1,630人（回収率83.5%）でした。

比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下二位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%にならない場合があります。

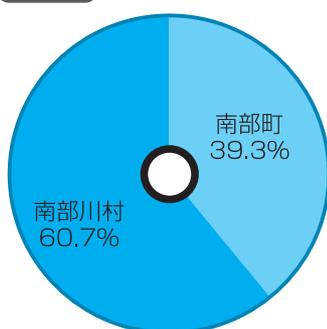
…アンケート回収の状況…

	南部町	南部川村	合計
対象戸数	222	278	500
対象人数	776	1,175	1,951
有効回収数	640	990	1,630
回収率	82.5%	84.3%	83.5%

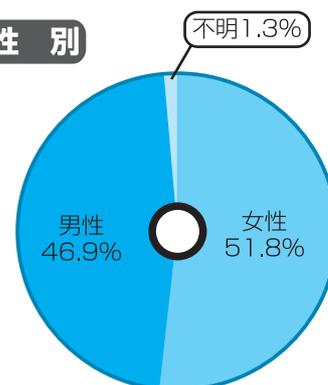
- ・対象者…南部町・南部川村の住民で、各地区の構成比率、年齢構成を参考に約4,500世帯の中から、世帯に65歳以上または18歳以下の構成員がいる世帯を無作為に500戸抽出
 ※対象戸数500戸の内訳
 市街地地域…全体の25%（埴田、片町、新町、北道、南道、芝、芝崎、東吉田、気佐藤、千鹿浦）
 周辺部地域（100戸以上）…全体の35%（山内、東岩代、西岩代、晩稻、東本庄、西本庄）
 その他地域…全体の40%（上記以外の区）
- ・配布、回収方法…平成16年1月16日から各字区長さんを通じて、対象世帯へ直接配布
 回収についても、1月下旬から2月上旬にかけて、各字区長さんにより直接回収

回答者の内訳

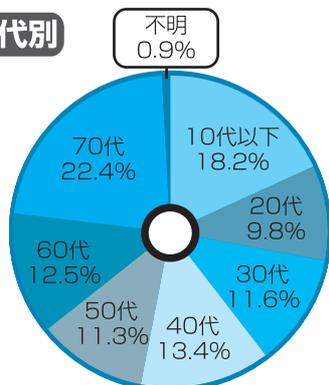
町村別



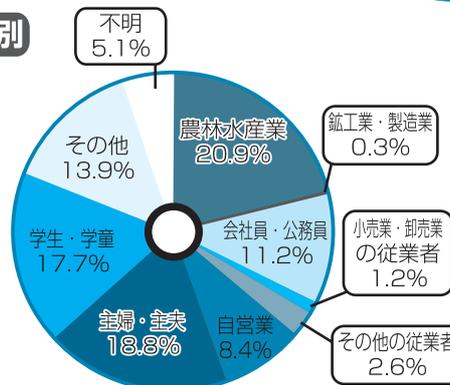
性別



年代別

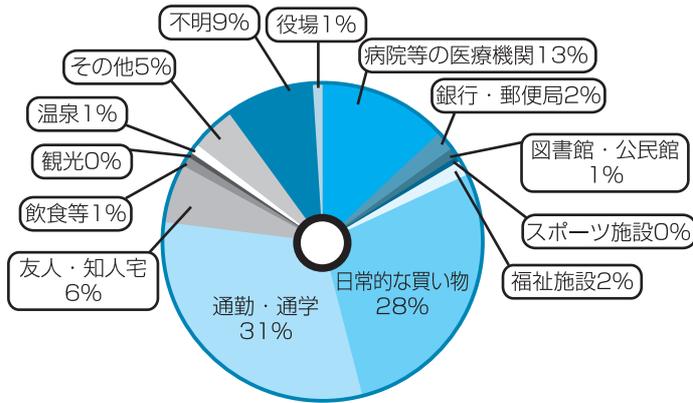


職業別



問 あなたの日頃の主な外出先はどちらですか。(1つだけ)

主な外出先

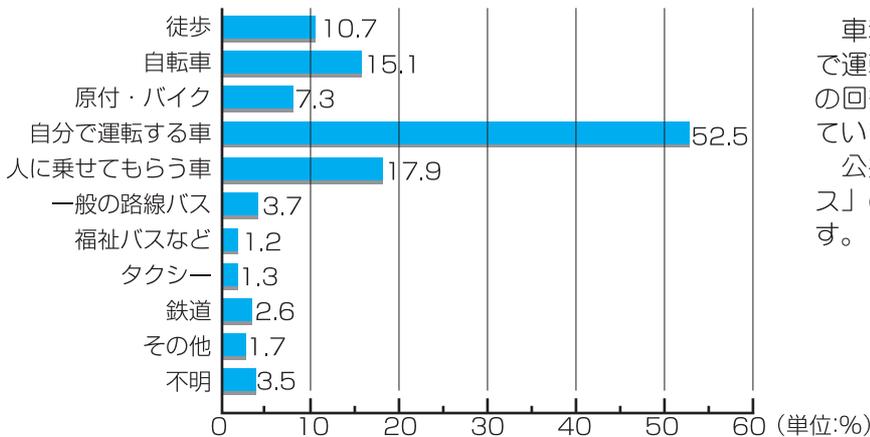


- 役場
- 病院等の医療機関
- 銀行・郵便局
- 図書館・公民館
- スポーツ施設
- 福祉施設 (ゆうゆう館・ふれ愛センター・老人憩いの家ほか)
- 日常的な買い物
- 通勤・通学
- 友人・知人宅
- 飲食等
- 観光
- 温泉 (紀州路みなべ・鶴の湯)
- その他

主な外出先を見ると、通勤・通学、日常的な買い物が、各々31%、28%と突出して多くなっています。次いで、病院等の医療機関の13%となっています。

問 主な外出先への交通手段は、何を使っていますか。(2つ以内)

- 徒歩
- 自転車
- 原付・バイク
- 自分で運転する車
- 人に乗せてもらう車
- 一般の路線バス
- 福祉バスなど
- タクシー
- 鉄道
- その他

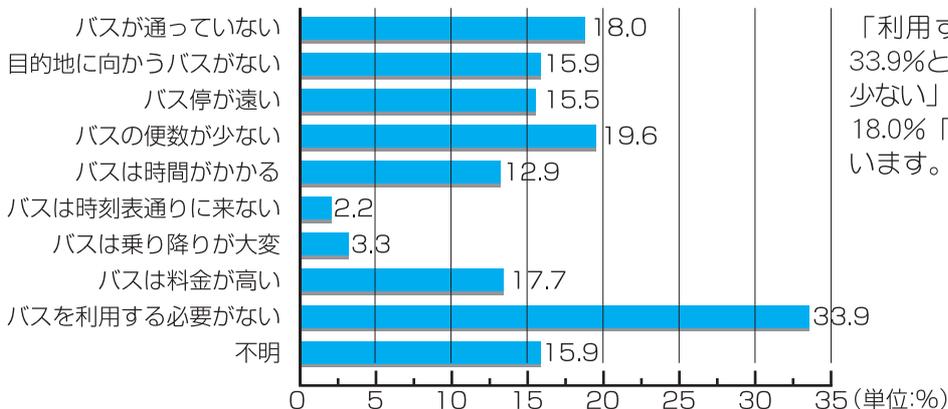


車利用者が大半を占めており、「自分で運転する車」「人に乗せてもらう車」の回答者が、各々52.5%、17.9%を占めています。

公共機関については「鉄道」「路線バス」の利用者が極めて少なくなっています。

問 (日頃、路線バスや福祉バスを利用されていない方におたずねします。) あなたがバスを利用しない理由は何ですか。(3つ以内)

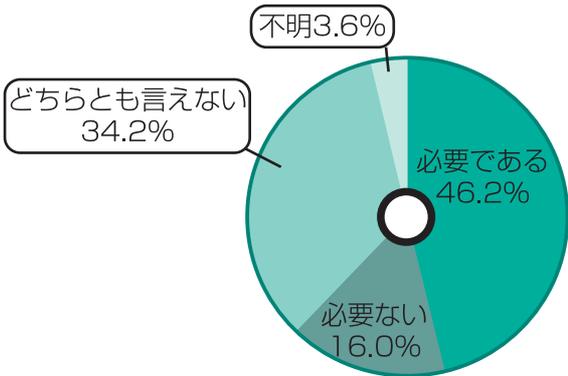
- バスが通っていない
- 目的地に向かうバスがない
- バス停が遠い
- バスの便数が少ない
- バスは時間がかかる (遠回りになる)
- バスは時刻表通りに来ない
- バスは乗り降りが大変
- バスは料金が高い
- バスを利用する必要がない (施設が家から近い等)



「利用する必要がない」という方が33.9%と一番多く、次いで、「便数が少ない」19.6%「バスが通っていない」18.0%「料金が高い」17.7%となっています。

問 あなたはコミュニティバスの運行についてどのようにお考えですか。

- 必要である
- 必要ない
- どちらとも言えない

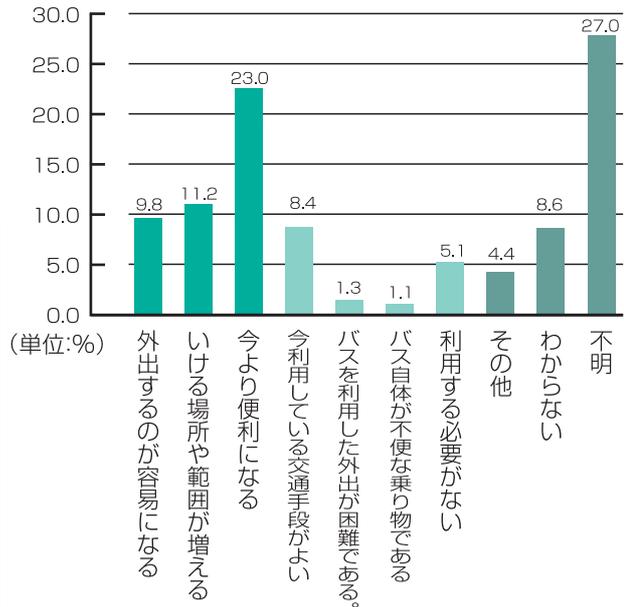


「必要である」と答えた方。理由は何ですか？

- 外出するのが容易になる
- いける場所や範囲が増える(外出する機会が増える)
- 今より便利になる

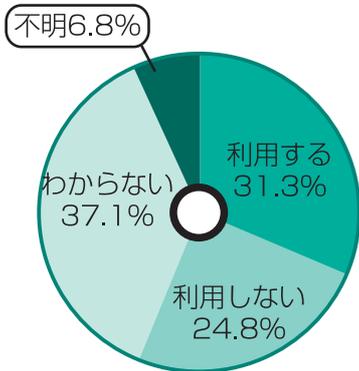
「必要でない」と答えた方。理由は何ですか？

- 今利用している交通手段がよい
- バスを利用した外出が困難である。
- バス自体が不便な乗り物である
- 利用する必要がない(施設が家から近い等)
- その他
- わからない



問 コミュニティバスを運行した場合、あなたは利用しますか。

- 利用する
- 利用しない
- わからない



「利用する」と答えた方が31.3%を占め、「利用しない」と答えた方の24.8%を上回っています。しかし「わからない」と答えた方が37.1%であり、一番多くなっています。

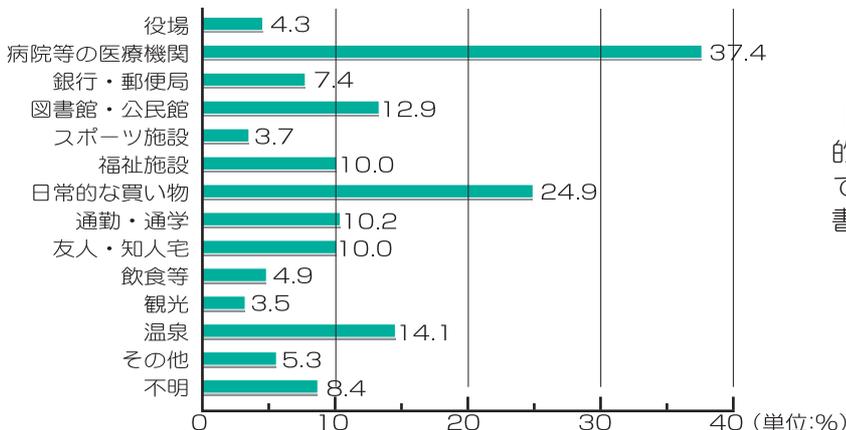
「必要である」と答えた方が46.2%と「必要ない」の16.0%を大きく上回っています。しかし、「どちらとも言えない」という方も34.2%あることが注目されます。

「必要である」と答えた方の理由は「今より便利になる」「行動範囲が広がる」「外出が容易になる」の順になっています。「必要ない」と答えた方の理由は「今の交通手段がよい」「利用する必要がない」が多くなっています。

「利用する」と答えた方にお聞きます

問 あなたは、コミュニティバスを利用されるとしたら、主にどのような場所へ行くのに利用したいと思いますか。(2つ以内)

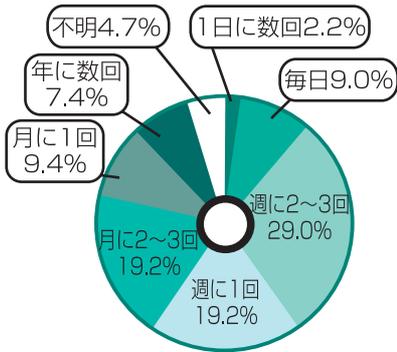
- 役場
- 病院等の医療機関
- 銀行・郵便局
- 図書館・公民館
- スポーツ施設
- 福祉施設(ゆうゆう館・ふれ愛センター・老人憩いの家ほか)
- 日常的な買い物
- 通勤・通学
- 友人・知人宅
- 飲食等
- 観光
- 温泉(紀州路みなべ・鶴の湯)
- その他



「病院等の医療機関」37.4%、「日常的な買い物」が24.9%で特に多くっており、次いで「温泉」14.1%、「図書館・公民館」の順になっています。

問 コミュニティバスがあったとしたら、あなたは何回くらい利用しようと思いますか。(1つだけ)

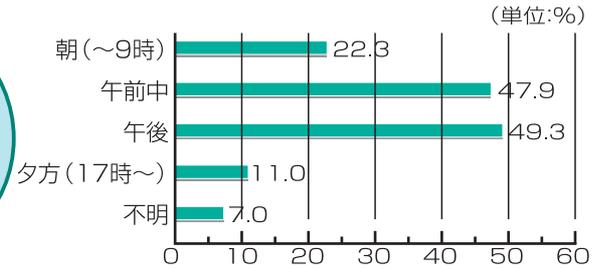
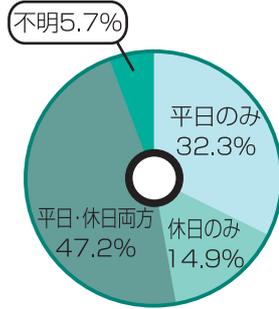
- 1日に数回 ● 毎日 ● 週に2~3回
- 週に1回 ● 月に2~3回 ● 月に1回
- 年に数回



「週に2~3回」が29.0%、「週に1回」19.2%
「月に2~3回」19.2%が上位を占めています。

問 コミュニティバスがあったとしたら、あなたはいつ利用しようと思いますか。

- (1) 曜日(1つだけ)
● 平日のみ ● 休日のみ ● 平日・休日両方
- (2) 時間帯(2つ以内)
● 朝(~9時) ● 午前中 ● 午後 ● 夕方(17時~)



利用したい曜日については「平日のみ」「平日・休日の両方」の回答者が多く全体として、平日の運行へのニーズが高いといえます。
利用したい時間帯については、「午前中」「午後」の回答が多くなっています。

「みなべ町コミュニティバスに関するアンケート」中間報告の詳細については、合併協議会事務局(TEL84-3180)へお問い合わせ下さい。
又、合併協議会のホームページ(<http://gappei-minabego.jp/>)でもご覧いただけます。

新町「みなべ町」の町章応募状況をお知らせします

(3月23日現在)

『応募総数』456点

『応募者数』229人

『応募者内訳』男性168人 女性61人

住所地別内訳

和歌山県内合計 113人 239点

他都道府県合計 116人 217点

南 部 町	53人
南 部 川 村	22人
和 歌 山 市	9人
橋 本 市	1人
有 田 市	3人
御 坊 市	4人
田 辺 市	4人
貴 志 川 町	1人
岩 出 町	2人
高 野 口 町	2人
湯 浅 町	1人
美 浜 町	3人
日 高 町	2人
印 南 町	3人
上 富 田 町	1人
す さ み 町	1人
熊 野 川 町	1人

北 海 道	3人
岩 手 県	1人
秋 田 県	2人
山 形 県	4人
茨 城 県	5人
群 馬 県	1人
埼 玉 県	11人
千 葉 県	10人
東 京 都	7人
神 奈 川 県	8人
石 川 県	1人
福 井 県	1人
山 梨 県	2人
長 野 県	3人
岐 阜 県	1人
静 岡 県	7人
愛 知 県	6人

三 重 県	1人
滋 賀 県	2人
京 都 府	1人
大 阪 府	7人
兵 庫 県	8人
奈 良 県	3人
島 根 県	1人
岡 山 県	4人
広 島 県	2人
香 川 県	1人
福 岡 県	7人
佐 賀 県	1人
長 崎 県	1人
熊 本 県	2人
大 分 県	1人
沖 縄 県	1人

※町章の受付は、3月31日に締め切りました。ご協力ありがとうございました。